別表六の二(十八)付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条 の規定による改正前の措置法第68条の15の3第1項 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附 をした場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を 受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括 弧の中に記載してください。

2 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額1」 は、各連結法人の令和2年改正前の法第81条の18第 1項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する 個別所得金額に令和2年6月改正前の令第155条の 25第1号(連結留保金額の計算上控除する道府県民 税及び市町村民税の額)の法人税の税率を乗じて計 算した金額を記載します。

3 「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整 前個別帰属法人税額19」及び「連結親法人が中小連 結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額20」の各 欄の記載に当たっては、別表六の二(十八)「5」の 欄に外書きした金額がある場合には、その金額を「別 表六の二(十八)「5」」に含めて計算します。